

プロイセン・ドイツの工業系専門学校の入学条件
—中級機械製造学校の成立過程を中心に—

寺澤幸恭

**Die Aufnahmebedingungen der gewerblichen Fachschulen
in Preußen(Deutschland)**
—Zum Zustandierungsprozeß der höhere Maschienbauschulen(HMBS)—

Yukiyasu Terazawa

Summary

In der Phase der Hochindustrialisierung 1880 bis 1900 entzündete sich die Diskussion über Notwendigkeit und Organisation "technischer Mittelschule" an den Folgen der Reform der prußischen Gewerbeschulen. Man in VDI(Verein Deutscher Ingenieure) ging entschieden von Dreiteilung und von der Möglichkeit dreier Zugänge zur Technik aus. Im Zustandierungsprozeß der höhere Maschienbauschulen(HMBS), zuletzt wurde Einjährigen-Freiwilligen Berechtigung(one-year volunteer exemption) zu ihre Aufnahmebedingungen. Der Inhalt folgend:

- I. Die Umorganisation der Provinzialgewerbeschulen.
- II. Die Reform in 1878.
- III. Die Aufnahmebedingungen der höhere Maschienbauschulen(HMBS).

Received Oct. 31. 1996.

Key words: Aufnahmebedingungen(admission standards), Gewerbeschule(Trade School), Höhere Maschienbauschulen(Higher Machine Bildung School).

はじめに

現在のドイツ職業・専門教育制度の高度な複雑さについては、著名な職業教育(史)研究者であるペーゲの論文「『職業学校制度組織』の図式化の困難さについて」をまつまでもなく、よく知られているところである。

寺澤幸恭

この複雑さの原因のひとつは、複線型中等学校制度が維持され、これに職業教育制度が噛み合わされているところにあるといえるが、基本的にはこのことも含めて19世紀以来の歴史的な所産であると考えられる。そして職業教育制度のなかに「夜間ギムナジウム」など「中等学校」とみなすべきものが生まれるなど現代でも複雑化は進行しており、青年期教育の全体構造を把握する上での困難さはむしろ増大している²⁾。

1968年に専門上級学校 (Fachoberschule) がハンブルク協定 (1964年) の追加条項 (1968年)においてその設置が認められた。この学校は1971年に創設されることになる専門単科大学 (Fachhochschule) の準備教育機関として設置されたものであるが、職業教育制度の構造をさらに複雑にする要因となっている。中間教育修了証 [mittleren schulichen Abschluß] (アルシューレ修了証) を入学条件とする専門上級学校が設置されたのは、それまでの技師学校が専門単科大学へと昇格した結果、技師学校の入学基準であったアルシューレ修了と専門単科大学との間にできた制度的間隙を埋める必要が生じたからである³⁾。

このような方策がとられたのは中間教育修了証が19世紀半ばから第一次大戦までプロイセンそしてドイツの学校制度史において基本的な修学基準として一貫して維持されてきた一年志願兵資格を継承したものであり、アビトゥーアと並んでドイツの中等学校制度全体の構造を支えるメルクマールであったことによる。この修学基準としての一年志願兵資格は専門単科大学の前駆である中級レベルの専門学校の入学条件としても維持され、そのことによって中等学校制度におけるこの修学基準の比重はさらに大きくなつたということができる。

一年志願兵資格の本来の目的は、中等学校の生徒に兵役短縮の特典を与え、さらに予備役将校 (少尉) への道を開くことによって「教養身分」を軍や国家の新たな支柱にすることにあった。このような軍の資格が中級レベルの専門学校の入学条件とされる経緯は、技師という専門職の社会的地位の向上をめざす運動と絡み合っており、プロイセンおよびドイツにおける一年志願兵資格のもつ意味を示唆すると同時に、修学基準が身分政策と深く結びついていたことを教えてくれる。ここでは中級レベルの専門学校の中心的な存在であり、一年志願兵資格をその入学条件の中心に据えた中級機械製造学校の成立過程を19世紀後半以降の技術教育政策までを視野に入れることによって、この資格がどのような経緯で基本的な修学基準となつていったのかを明らかにしたい。

I. 前史として地方工業学校とその再編

1. 1850年規程

商工省商工局長ボイト (P.C.W. Beuth) によって1817年からプロイセンの行政管区ごとに各1校設けられていった地方工業学校 (Provinzialgewerbeschule) は、「1850年6月5日付のプロイセン工業学校制度の組織に関する規程」(以下「1850年規程」) によって上下二級による構成とされ、下級では主として技術的な教授と製図の訓練を行い上級はその応用を行うもの

プロイセン・ドイツの工業系専門学校の入学条件

とされた⁴⁾。この再組織化によって地方工業学校を卒業した者はベルリン工業インスティトゥート（のちの工業アカデミー→工科大学）へ入学登録することにより、一年志願兵資格を取得できることになった。これについては、1852年6月16日付で内務大臣及び陸軍大臣により通達された「一年志願兵資格証明に関する規程」で確認された⁵⁾。プロイセンの工業系専門教育制度において一年志願兵資格はまずこのような上級の教育機関への入学登録という変則的な形で登場する。

一年志願兵資格は、①ギムナジウムなど中等学校の学力証明による（在学による取得）か、または②「一年志願兵管区試験委員会」が行う試験に合格することによって取得されるのが一般的であるが、これらとは別に、③いわば例外的に、ある特定の者に認められる場合もあった。この例外を認める規定はすでに1817年の軍補充訓令にもみられるが、1875年のドイツ国防規程によって「技芸・実業条項」として確定されるものである⁶⁾。上のケースはこの③によるものと考えられる。

「1850年規程」による地方工業学校はその後の工業および教育制度の発達により、内包していた矛盾を次第にあらわにしていく。議会に設置された「技術教育制度のための常設委員会」に商工省が提出した1878年の『技術教育制度に関する覚書』（Denkschrift über das Technische Unterrichtswesen 以下『1878年覚書』）によれば、「初等教育を基礎とした手工業のための完成教育を行なう専門学校であるとともに、次第に一種の工科大学のごとき存在となっていた工業インスティトゥートの準備機関であるという地方工業学校の二重目的は大きな矛盾となっていた⁷⁾」のである。

2. 1870年規程

この「二重目的」という矛盾を「プロイセンにおける工業学校の再編と新設に関する規程」（1870年3月21日）（以下「1870年規程」）では、最上級のコース化（分科）によって対処しようとした。すなわち（地方）工業学校⁸⁾の教科課程は三級構成となり、下の二つの級（第Ⅱ級と第Ⅰ級と呼ばれた：実科学校の第Ⅱ下級と第Ⅱ上級に対応）では一般的な教授が行われ、最上級である専門級はA.上級教育機関への準備、B.建築、C.機械、D.化学という4つの分科とされた。また入学条件が大幅に引き上げられ、それまでの初等教育修了にかえて、「ギムナジウムまたは第一種実科学校の第Ⅱ級への進級証明⁹⁾」が基準とされた。そして下の二つの級に在学して専門級への進級証明を得た生徒には一年志願兵資格が与えられることになった¹⁰⁾。

しかしながら、最上級のみの分科では進学準備と専門的な完成教育という二重目的の根本的な解決にはいたらなかった。この点について議会で工業学校政策を激しく批判したヴェレンブヘニヒ（Wehrenpfenig 下院で文教委員会委員長を務めていた）が、枢密顧問官兼（高等レベルを除く）工業学校制度部門担当官として商工省に招聘され、すでに建築学校と下級

寺澤幸恭

専門学校の担当官として活躍していたリューダー (Lüder) とともに工業系専門教育制度の再編に取り組むことになる¹¹⁾。

II. 1878年の改革

1. 1878年のベルリン会議（8月2日－3日）

1878年はプロイセンの工業系専門教育制度史におけるひとつの画期をなす年となった。同年8月、商工大臣マイバッハ (Maybach) は工業学校校長、工科大学学長¹²⁾、関係自治体の長、産業界の代表などを招集し工業教育制度の新たな方向についての答申を求めた。この会議には政府委員としてヴェーレンプヘニヒ、リューダーなども加わったが、なかでもヴェーレンプヘニヒがこの会議を「実質的に指導した」といわれている¹³⁾。

この会議の最大の成果は「王立建築アカデミーと工業アカデミーの統合によって」ベルリン工科大学の開設が決定されたことである。そして翌年3月17日付の『ベルリン工科大学の暫定定款¹⁴⁾』により9年制中等学校の修了証 (アビトゥーア) がその入学条件となった。この中等学校修了と工科大学との接続関係はその後現在にいたるまで基本的に維持されるが、この接続関係が工業学校の改革の方向を規定することになった。

工業学校に関する答申の内容は次のように要約できる。

- ①工業学校は工科大学への準備 (第一グループ) か、中級の専門学校として私企業での実務のための準備 (第二グループ) か、そのいずれかに目的を限定しなければならない。
- ②両者とも第VI級からの予科を必要とする。
- ③第一グループは9年制の課程をもち、専門 (教育) 的な要素を完全に払拭すべきである。
- ④第二グループ (中級専門学校グループ) は6級制の高等市民学校と2級制の専門学校から構成されるべきである¹⁵⁾。

このように会議では工業学校を進学準備校 (のちにオーバーレアルシューレという中等学校になる) と中級技術者のための完成教育機関である専門学校とに明確に再編成し直すという結論を出したのであるが、進学準備校ではなくなった専門学校の卒業生には当然工科大学への道は閉ざされることになった。さらに、その後の専門学校の入学条件をみていく上で注目されるのは、会議の答申を受けて商工省が作成した『1878年覚書』では専門学校制度全体の接続関係についてその後結果的には商工省が「堅持」することになる「基本原則」(Grundprinzip) が宣言されていることである。すなわちそれは「すべての専門教育は、それが民衆学校であれ、中間学校であれ、中等学校であれ、普通教育の特定の段階に接続せらるべきであり、専門学校はそれ自体が上級の専門学校の準備教育機関になってはならない」(『1878年覚書』S.11) という基本原則であった。これは直接的には工業学校の二重目的を解消するために打ち出されたものであるが、この基本原則によって各段階の専門教育は普通教育制度の各段階と噛み合わされることになった。すなわち中等学校修了が工科大学に、初等

プロイセン・ドイツの工業系専門学校の入学条件

教育修了が補習学校や下級専門学校に入学するための基本的な修学基準とされ、中級の専門学校に入るための修学基準としては、中等教育制度において「特定の段階」を表示すると社会的に承認されるようになっていた「第Ⅱ上級への進級資格＝一年志願兵資格」が設定される道を開いたのである。

2. 「工業学校改革に関する通達」(1878年11月1日)

ベルリン会議から3ヵ月後の1878年11月1日、商工大臣マイバッハは「工業学校改革に関する通達」(以下「78年通達」)を各行政管区に出している。この通達では専門教育を行うBCDの各分科には生徒が集まらなくなっている状況を説明するとともに、入学してくる生徒たちの学力水準の差がきわめて大きく、このため工業学校での教育が不首尾なものであったことを指摘している。

前述したように「1870年規程」では工業学校の入学基準はギムナジウムまたは第一種実科学校の第Ⅱ級への進級証明とされていたのであるが、実際には「このような入学条件は守られておらず、それより下の水準の生徒を受け入れていた¹⁶⁾」のである。先のベルリン会議で「両者(進学準備校・専門学校=注)とも第VI級からの予科を必要とする」とされたのは、この生徒たちの学力水準の不均衡を是正し、本来の「第Ⅱ級進級」水準の生徒を確保するためにはかならなかつたのである。したがって第二グループとされた中級専門学校は6級制の高等市民学校という予科と2級制の専門学校から構成されることになった。

また、「1870年規程」では「専門級への進級証明を得た生徒には一年志願兵資格が与えられる」とされていたが、上記のような生徒の水準が不均等な状態にあっては、「ギムナジウムや第一種実科学校の生徒と同じように一年志願兵資格を与えるのは不合理」でもあった。その卒業によって一年志願兵資格交付権が認められていた高等市民学校を予科としてもつことにより、第二グループとされた中級専門学校の生徒にもこの予科の「6年間の課程を修了することにより」、一年志願兵資格を認めることができるようになるのであり、実際認められることになった。

「78年通達」においてマイバッハはその間の経緯について次のように述べている。「私は帝国宰相と転換された工業学校のどの級から一年志願兵資格を与えることができるかについて協議に入った。帝国宰相は原則的に次のことを承認した。6年課程をもち、その後2年課程の専門教育を行う工業学校を、一年志願兵のための学問的能力証明発行権限をもつ学校を等級ごとに指定した1875年9月28日付のドイツ国防条令第I部第90条のNr. 2. の等級Cのaに位置づけることを承認したのである¹⁷⁾」。したがってこの場合の一年志願兵資格は前述の在学による取得によるものである。

しかし、このような措置にもかかわらず工業学校は相変わらず生徒不足に苦しむことになる。商工省は、産業界からの要望の強かった熟練労働者のための補習学校や職工長学校

寺 澤 幸 恭

(Werkmeisterschule、のちの下級機械製造学校)など下級の技術教育制度の振興には尽力したもの、工業学校など中級の専門学校政策は世紀転換期まで進捗しなかった。中級の工業系専門学校の拡充は「1873年から始まり20余年にわたった大不況期を経るなかで¹⁸⁾」独占資本主義の段階を迎える工業の進展とそれを背景としたドイツ技師協会など民間圧力団体の活動をまたねばならなかった。

III. 中級機械製造学校の入学条件

1. ドイツ技師協会と中級機械製造学校

プロイセンにおいては1890年代から機械製造学校とよばれる技術系教育機関が出現していくが、それには職工長学校など熟練労働者の養成をめざす下級レベルの学校と中級技術者の養成を目的とする学校が含まれていた。下級の機械製造機学校は初等教育と現場での実務経験を入学条件としており、中級機械製造学校 (höhere Maschinenbauschule:HMBS) では入学基準を6年程度の普通中等教育での在学とするところが多かった。ただし実際にこの入学基準が遵守されていたかどうかは別問題である。「78年通達」以降高等市民学校を予科とするこの工業学校は中級専門学校とよばれるようになり、アーヘン、バルメン、ハーゲン、ブレラウなどの学校はこの中級機械製造学校へと転換していく。

ベルリン工業インスティトゥートの出身者が中心となって1856年に結成されたドイツ技師協会 (Verein Deutscher Ingenieur: 以下「協会」ともいう) はこのインスティトゥートを高等教育として位置づけること、そのためにその入学基準をアビトゥアとする求めってきた。これが1878年の改革によって一応実現されると、中間段階の技術者養成問題に精力的に取り組み始めることになる。

ドイツ技師協会が中級機械製造学校を支持した第一の動機は技師という専門職の社会的地位の向上および防衛であった。協会に結集した技師たちは、学問的な専門教育を受けていない者が中間的なポストに入ってくるのを阻止する機能をこの種の学校に期待したからであった。「協会の技師にとっては、技師層の下に対する新たな仕切り、それも職業教育による専門的能力や資格という手段による仕切りが問題¹⁹⁾」であったのであり、それを実現するために工科大学、中間的専門学校、下級専門学校という技術教育制度の三段階構成を主張し、これは協会の基本方針となる。したがって中間的専門学校は一方で工科大学出の技師層の社会的地位を高め、他方で初等教育と補習学校程度の修学レベルしかもたない下級技術者・熟練労働者が企業内で中間的なポストに進出するのを阻止する第二ランクの技術者を養成する機関という役回りを与えられることになる。

工業系の中間的専門学校である中級機械製造学校へ入学する条件としてドイツ技師協会は一年志願兵資格を要求することになるが、そこには「技師や技術者という職業集団の一般的な教育水準を引き上げる²⁰⁾」という意図と同時に技師たちの社会的地位に対する関心が色濃

プロイセン・ドイツの工業系専門学校の入学条件

く反映していたとみるべきであろう。しかし協会の内部には中級機械製造学校の入学条件を一年志願兵資格とすることに反対する勢力も存在していた。

協会の会員数は1881年には4,000名となり、1908年には24,000と増大していく²¹⁾。結成当時は技術者が中心となっていたが、組織の巨大化とともに企業家や企業内の管理部門の技術系職員などの比率が高まり内部での利害対立も顕著なものになっていく。とくに工科大学教授や工業学校教員、技師が優位を占めた本部理事会と、中小の企業家が主力をなしていた地方支部の職業構成は対照的であったといわれている²²⁾。

前述したように（プロイセン）商工省は下級の技術教育の振興に力を入れていたが、財政問題を理由に中級の学校の設立を渋っていたため、協会はケルン市当局および協会の同支部と協力して市立工業学校を中級機械製造学校に再編する活動を開始していた。この学校の入学条件については協会の中央理事会が一年志願兵資格を基準とする方針を打ち出していたが、地方支部に依拠した企業家たちはこの基準は高すぎると反対した。結局中央が譲歩してケルン中級機械製造学校は初等教育修了と2年間の実務経験を入学条件とし、その代わり一般教育を行う2学期制の予科課程を置くという形で開設されることになった²³⁾。

2. 入学条件としての一年志願兵資格

ドイツ技師協会の中央理事会は1889年のカールスルーエ第30回大会において「技術的中間学校」（「中級機械製造学校」）の「原則」を次のように提案した²⁴⁾。

技術的中間学校は工業経営体の管理者、職員そして設計事務所の補助者の養成を目的とする2年制（4学期）の邦立教育機関とし、その入学条件は一年志願兵資格証明と2年間の実務経験とする。

「原則」は一年志願兵資格を入学基準としたが、中央理事会はその理由として「普通学校における教育段階によってのみ将来の社会的地位が規定され」るのであり、「そもそもこの国では一年志願兵資格を取得できない青年にとって、われわれが考えている技術者のための重要なポストに到達することはきわめて難しい」という争えない事実にわれわれは支配されている²⁵⁾」ことを挙げている。

これに対して多くの地方支部は一年志願兵資格という基準は高すぎ、しかも役に立たないと反対した。とくに工業系学校の校長たちのなかにもこの反対論に組している者がいたことは興味深い。ケルン市立工業学校校長であったロムベルク（F.Romberg）は一年志願兵資格は、この資格の取得に失敗した有能な青年たちを将来の教育機会から排除する不当なものであるとし、ブレスラウ王立工業学校校長フィードラー（Fiedler）は「おそらく4年か5年で実際生活での試練に合格し普通教育の遅れを取り戻したかもしれない才能があり、すぐれた人物の一生の仕事を邪魔することを望まない」と述べて一年志願兵資格を入学基準とすることを批判した。中級レベルの技術者にとって最も重要なことは職務上の専門化された技術であつ

て、最低でも二つの外国語を学習したという技術学的には無用な証明ではないと彼らは主張したのである。またケルン支部は「ある特定の社会階層の関係が決定的な影響を及ぼすのは疑問であり、むしろきわめて偏見的である」とし、「必要な準備教育の決定は当該職業における機能のみに依拠すべきであり、教育についていくことができ仕事ができる者は誰でも入学が許されるべきである²⁶⁾」との見解を表明した。

同じ工業系学校の校長でもハーゲンの工業学校校長ホルツミュラー (G.Holzmüller) はこの89年の「原則」の作成に積極的に参画していた。彼はその見解を翌年文部省によって開催された学校会議（いわゆる十二月会議）において次のように述べている。

「重要なことは中間身分を労働に引き戻すことである。…われわれはこのような方向を支援しなければならない。中間的な普通教育を受けたすべての者はできるだけ実際生活に向かうようにしなければならない。これは、一年志願兵資格を取得した者に、取得と同時に新しく構築されつつある中間技術専門学校のシステムに入りていける資格を与えることによって可能となる。プロイセンにおいてはこれまで専門学校の役割はきわめて小さなものであった。かつての地方工業学校の代わりをなすものは長い間つくられてこなかった。そこで私は、ドイツ技師協会がその大会で打ち立てた原則、すなわち技術学校制度の三分岐を実現するという原則に皆さんが賛成してくださることをお願いする。三分岐とは、工科大学、中間的専門学校、下級専門学校である。工科大学は上級の国家公務員を養成し、下級専門学校は労働者や職工長を養成する。この間にある中間専門学校は中級レベルの技術者の養成を目的とし私企業に人材を提供することを目的とする。中間身分、その中でもとくに重要な工業中間身分を最良の形で力づけるのはこの中間専門学校を数多く新設することである²⁷⁾」。

このようにみてくると、一年志願兵資格を入学条件とする主張は教育的な観点あるいは実際の企業における必要性から導きだされたものではなく、身分政策的な傾向を強くもったものであったと判定せざるをえない。6年間の中等教育を受けることによって取得される一年志願兵資格を当時の中級レベルの技術者養成機関の入学条件とするには現実的な根拠が十分ではなかった。

はたして、入学条件としての一年志願兵資格に反対する声はドイツ技師協会中央をも動搖させるほど大きなものとなっていく。1896年にはハノーヴァー支部が「わが国民のなかにある技術的な才能を完全に発達させるためには一年志願兵資格基準は廃棄されるべきである。この基準は身分上の利益をもたらすだけで教育の前提条件としては何ら得るところがない」とする覚書を提出し、有力な理事の一人ペータース (Peters) も「国際競争に勝利するためには技術的な能力が第一に考慮されるべきであって、普通教育のシンボルや社会的威信ではない」との見解を商工省技術教育局に表明するにいたる²⁸⁾。

1898年2月技術教育局はこの問題を検討するための審議会の設置を決め、同年5月にベルリンで開催された。審議会に参加した教育関係者の大多数は中級の技術学校の入学条件とし

プロイセン・ドイツの工業系専門学校の入学条件

て一年志願兵資格を設定することには反対したが、商工省の技術教育制度担当参事官であつたりューダーは、6年間の普通中等教育だけが一般教育の一定の完了を保証するとして一年志願兵資格を入学条件とすることを主張した²⁹⁾。

この審議会では結論は出されず、ただこれ以後中級の技術学校は正式に中級機械製造学校と、職工長学校は（下級）機械製造学校と正式に呼ばれることになった。

翌1899年2月、技術教育局はドイツ技師協会と交渉を開始し、技術教育局は中級機械製造学校への入学条件として一年志願兵資格取得だけを基準とせず、この資格を有しない者の入学を認めるために入学試験を導入することになると言明し³⁰⁾、これは「1901年規程」という形で実施されることになった。

3. 入学基準としての一年志願兵資格

1) 1901年規程（1901年11月19日付の『機械製造及び精鍊工業の中級及び下級職員と労働者養成のための商工行政所管の学校の組織』³¹⁾）

この規程により中級機械製造学校の入学条件は、1.中等学校の第Ⅱ下級での在学証明と基礎的な製図能力証明および2年間の実務経験。2.商工省大臣により指定された試験の合格と3年間の実務経験と規定された。1.の「第Ⅱ下級での在学証明」は「第Ⅱ上級進級証明＝一年志願兵資格」よりやや緩和されているが、学力水準からみれば実質的にはそれほど大きな差はなかったと考えられる。

技術教育局が言明した通り入学試験が導入されたが、しかしこれは受験生にとってかなり水準の高いものであったらしく期待された生徒数を確保できず³²⁾、早晚技術教育局は入学条件の緩和を企図せざるをえなくなる。

この規程で注目されるのはケルンの学校についてのみ特別に規定を設けていることで、初等教育を基礎資格とした2学期制の予科から入学できる道を開いている。この予科からの入学という条件が緩和の手がかりのひとつとなるのである。この間（1905年）商工省内部の組織替えによって機械製造学校の担当部局は商工局（LGA）に移管されたが、その幹部は技術教育局とほぼ同じであった³³⁾。

2) 1907年規程（1907年11月5日付の『機械製造及び類似の工業の中級及び下級専門学校の目的と入学条件に関する規定』³⁴⁾）

ここでは1901年規程にみられなかった二つの条件、すなわち試験による一年志願兵資格証明（c項）と商工省大臣が指定した学校での在学証明（d項）が加えられている。試験による一年志願兵資格証明は中等学校の「第Ⅱ上級進級証明」によらず、一年志願兵試験委員会が実施する試験に合格することによって取得されるもので、d項と並んで中等学校生徒以外の者にも入学を認める措置である。さらに予科からの入学がケルン以外の中級機械製造学校に

寺澤幸恭

も適用されることになり、全体としてこの1907年規程は大幅に入学条件の緩和を図ったものとみなすことができる。

ところが、この1907年規程は公示されたものの、施行（規程では1908年4月1日）は見送られることになった。入学条件の緩和をめざした1907年規程は公示の翌日、まず工科大学側からの激しい批判を受けた。ベルリン工科大学教授リートラー（A. Riedler）はドイツ技師協会ベルリン支部で講演を行い、商工局の幹部をはじめとする当時のベルリン技術者社会の指導者たちを前に、工科大学の卒業生の、ひいては技術系専門職の社会的地位を守るために中級機械製造学校の入学条件の緩和を攻撃したのである³⁵⁾。ドイツ技師協会も施行の延期を要求した。協会が延期を求めたのは、この1907年規定の公示のさいに商工大臣が中級機械製造学校の教育期間を従来の4学期から5学期に延長すると表明したことが直接の理由であった。

新たな5番目の学期がこれまでの最下級の下に置かれることになれば、下級機械製造学校との関係に影響を及ぼすことになると懸念されたからである。協会はこの問題について協会の報告書が提出されるまで1907年規程の施行停止を申し入れ、商工大臣もこれを受け入れるにいたる³⁶⁾。

商工省は翌1908年2月ドイツ技師協会と交渉して、機械製造学校の問題を扱う特別な協議機関の設置を決定した。協会は1908年05月29日協会以外の技術関係の諸団体やプロイセン政府の代表を招いて準備会議をベルリンで開き、協議機関を他のドイツ諸邦の政府代表も加えたドイツ全体の技術教育制度を審議する委員会とすることを決定した。この委員会はドイツ技術教育制度委員会（Deutschen Ausschuß für Technisches Schulwesen:以下DATSCH）と名づけられ、1939年ナチスによって活動停止に追い込まれるまでドイツの技術教育とくに職業学校に大きな影響を及ぼすことになる。

DATSCHの第1回会議は1908年12月3日ベルリンのドイツ技師協会会館において開催され議長には協会理事タークス（O. Taaks）が選ばれた³⁷⁾。この第1回会議では中級機械製造学校についての小委員会の設置が決定され、1909年2月ケルンで開かれた小委員会は中級機械製造学校を5学期制とすることを認めたが、それは「技術の勉学にとって、入学する生徒の多様で、場合によっては不十分な準備教育を補充する」ためであった。そして下級機械製造学校との明確な区分のため「一年志願兵資格のための学問的能力またはそれと同等の準備教育を入学条件とする」との報告書を作成し、1909年11月ベルリンで開催されたDATSCH第2回会議に提出した³⁸⁾。

この第2回会議の報告書（1910年6月）ではドイツの技術教育制度を工科大学、技術中間学校、技術労働者学校の三段階とし、技術中間学校（プロイセンの場合は中級機械製造学校）の入学は「まず第一に一年志願兵資格を有する青年に認められ、さらにこの資格をもたないが入学試験に合格した者が認められる。後者はその準備教育を学校に設置されている予科級

プロイセン・ドイツの工業系専門学校の入学条件

で受けることが特に望ましい」として、小委員会の結論を承認したのである³⁹⁾。そして商工省はほぼ忠実にこの報告書に沿って新しい規程をそのわずか1ヶ月後に公示する。

3) 1910年規程(1910年7月26日付『中級機械製造学校、中級造船・機械製造学校、機械製造学校及び精鍊学校の組織に関する規程』⁴⁰⁾)

この規程に先立つ1910年5月18日付の大蔵通達⁴¹⁾により中級機械製造学校は5学期制(5級制)とされたが、本科の入学条件については内容的に1907年規程とほとんど変化はない。変更は形式面にあらわれている。一年志願兵資格が第一項に置かれ、一年志願兵資格によらない入学条件が、1予科の在学、2指定校の在学、3入学試験の合格と第二項にまとめられている。1907年規程と明確に異なっているのは予科への入学基準が「民衆学校での優秀な成績の証明」から男子中間学校修了の修了程度のドイツ語、計算、数学の知識が基準とされていることである。中間学校(Mittelschule)は文部省の「一般諸規程」(1872年)以降制度的に整備されてきた6年制普通教育機関であり、初等学校と中等学校の「中間」に位置づけられたことからこのようによばれた。DATSCHの報告書にも「男子中間学校の卒業生」を「予科に入学できるようになることが望ましい」とされているが、これは翌年の1911年からその生徒にも一年志願兵資格が認められるまでに中間学校が発達していたためであろうと推測される。ただし第Ⅱ上級進級証明によって(つまり在学によって)この資格を取得できた中等学校生徒とは異なり、中間学校の生徒は一年志願兵試験に合格しなければならなかった⁴²⁾。

いずれにせよ、5学期に延長される一方で、入学基準としては一年志願兵資格が据え置かれ、さらに予科への入学基準が初等教育から中間学校修了程度に引き上げられたことによって、中級機械製造学校は上に向かってさらに拡充されることになるのである。

これ以後中級機械製造学校の入学条件は第一次大戦まで変更されることはなかった。大戦後一年志願兵資格自体は廃止されるが、学校制度におけるその修学水準は「第Ⅱ上級進級資格」や「中間教育修了証」として基本的には第二次大戦後まで中級技術者養成機関の入学基準として効力を維持することになる⁴³⁾。

む　　す　　び

中級機械製造学校およびその前身をなした工業学校の入学条件をめぐる以上のような経緯をみてくると、一年志願兵資格は常にその論議の中心をなしていたといえよう。本来「教養身分」を軍や国家の新たな支柱にするために、唯一の中等学校であったギムナジウムの生徒に兵役短縮の特典を与え、さらに予備役将校への道を開くというこの軍の資格は工業系専門教育制度においても大きなメルクマールであり続けたのである。しかしメルクマールであった理由は、それが中等教育制度におけるアビトゥーアに次ぐ段階を示しており、かつ予備役将校という社会的ステイタスと結びついていたことによるのであり、工業の専門教育に必要

な基礎的な学力を必ずしも保証するものではなかった。そのことは一年志願兵資格を入学条件とすることに反対していた工業学校の校長たちが強調するところであり、1910年規程によって付け加えられた第5級が生徒の準備教育の補充を目的とされたことにも表れている。それにもかかわらず、一年志願兵資格は入学条件の基準として扱われたのであり、その背景には身分政策が色濃く窺える。

技術教育の三段階に区分することを主張したドイツ技師協会は、工科大学と下級の専門学校との間に位置する中級機械製造学校のために、いわば上と下の双方からこの学校を明確に区分する基準を必要としていた。多くの支部が反対したにもかかわらず、中級機械製造機学校の入学条件として一年志願兵資格を採用せざるをえなかつた理由であろう。それは1878年の工業学校改革から導き出された、「専門教育は普通教育の特定の段階に接続させる」という商工省の基本原則とも合致することになったのである。1878年の改革以来ほぼ一貫して入学基準とされてきた一年志願兵資格が中級技術教育の前提として（少なくとも教育水準という点で）現実性をもつのは、中等学校ではない中間学校の生徒にもその取得が認められるほど一年志願兵資格が「大衆化」する1910年代以降ではないかと考えられるが、この点についてはさらに検討してみたい。

(注)

- 1) Peege, Joachim; Über die Schwierigkeit, ein Schaubild "Organisation des beruflichen Schulwesens" zu zeichnen, in: Lassahn, R./B. Ofenbach, (Hg.); Arbeits-, Berufs-, und Wirtschaftspädagogik im Übergang, Festschrift zum 60. Geburtstag von Gerhard P. Bunk, Frankfurt a.M. 1986.
- 2) 今井重孝『中等教育改革研究—ドイツギムナジウム上級段階改革の事例』(風間書房 1993年)では職業ギムナジウムなど職業教育系の中等学校の記載が欠落しているが、ギムナジウム上級段階改革の意義は職業・専門教育を含めた中等段階全体の構造において明らかにすべきものではないかと思われる。
- 3) Max-Plank-Institut für Bildungsforschung, Projektgruppe Bildungsbericht(Hg.); Bildung in der Bundesrepublik Deutschland, Daten und Analysen Bd.2. Gegenwärtige Probleme, 1980. S.1010.
- 4) Holzmüller, G.; Das technische Schulwesen, in: Schmid, K. A. (Hg.); Geschichte der Erziehung, Bd. 5. Abteilung, 1901. S. 295.
- 5) Holzmüller(1901), S. 298.
- 6) 中等学校在学による一年志願兵資格取得条件は次のように引き上げられていった。1831年から1859年までは第Ⅲ下級修了、1859年から1868年までは第Ⅱ下級半年在学、1868年から1877年までは第Ⅱ下級一年在学、1877年から1918年までは第Ⅱ上級への進級証明（拙稿「ドイツ中等段階教育制度と一年志願兵資格」聖徳学園女子短期大学紀要 第23集1994年）
- 7) Denkschrift über das Technische Unterrichtswesen 1878, in: Jost, W. (Hg.), Denkschriften zum Fach- und Fortbildungsschulwesen in Preußen 1878–1896, Köln 1993. S.8.
- 8) 1870年以後、改革された地方工業学校は「再編された工業学校」またはたんに工業学校とよばれることになる。
- 9) 正確には、「ギムナジウムまたは第一種実科学校の第Ⅱ級への進級証明もしくはその他の中等学校のそれ

プロイセン・ドイツの工業系専門学校の入学条件

に相当する級への進級証明」となっている。注意しなければならないのは「その他の中等学校」の場合、その学校で「第Ⅱ級」と呼ばれている級であっても実際の教科課程水準では例えばギムナジウムの「第Ⅲ級」にしか相当しないことがあった。したがってこのような学校についてはその「第Ⅰ級」が「相当する級」として扱われる可能性があった。

- 10) Holzmüller(1901), S. 301.
- 11) Holzmüller(1901), S. 305.
- 12) ベルリン、ハノーヴァー、アーヘンの各工科大学学長（「1878年覚書」S. 63）
- 13) Holzmüller, G.;Gewerbeschule, in:Rein, W.(Hg.); Encyklopädisches Handbuch der Pädagogik, Bd. 3., 1905. S. 569.
- 14) Provisorisches Verfassungs-Statut der Königlichen Technischen Hochschule zu Berlin(17. März 1879)、この「暫定定款」は「1878年の覚書」に添付されている。Jost(1993), S. 63–75.
- 15) Holzmüller(1901), S. 306.
- 16) Circularverfügung vom 1. November 1878, betreffend die Reform der Gewerbeschulen, in:Jost(1993), S. 81.
- 17) Circularverfügung(1878). 1875年のドイツ国防条令については拙稿（1994年）参照。一年志願兵資格は工業学校改革を推進するための有効な手段ともなるのである。すなわち78年通達も指摘しているように「1870年 [規程] のシステムにもとづく工業学校には、これ（改革される工業学校=注）よりも一年後にこの資格が与えられる」からである。
- 18) 木谷勤／望田幸男編『ドイツ近代史』ミネルヴァ書房 1992年 p. 65.
- 19) コルゲン・コッカ（加来祥男編訳）『工業化・組織化・官僚制』名古屋大学出版会 1992年 p.84.
- 20) 同前
- 21) マクレランド（望田監訳）『近代ドイツの専門職』晃洋書房 1993年 p.123.
- 22) 高橋秀行「ドイツ技師協会とポリテクニクム改革問題」「大阪大学経済学」Vol. 42. No.3・4, p.28.
- 23) Gispen, K.;New profession, old order, Engineers and German society, 1815 – 1914, 1989. p.176.
- 24) Simon, O. ;Die Fachbildung des Preußischen Gewerbe-und Handelsstandes im 18. und 19. Jahrhundert, Köln 1902 [reprint 1990], S. 782. マネゴルトはこの原則を中級機械製造学校そしてドイツ技師学校の「出生証明書」となったものとみなしている。(Manegold, K. H. ;Der VDI in der Phase der Hochindustrialisierung 1880 bis 1900, in :Ludwig, K. H./König, W.(Hg.); Technik, Ingenieure und Gesellschaft—Geschichte des Vereins Deutscher Ingenieure 1856 – 1981., 1981. S.157 – 158.)
- 25) Gispen(1989), S.174.
- 26) Gispen(1989), S.175.
- 27) Deutsche Schulkonferenzen, Bd. 1. Verhandlungen über Fragen des höheren Unterrichts, 4. bis 17. Dezember 1890.[1891]., S. 755. なお、6年制の中等学校（レアルシューレ・高等市民学校など）の再編はこの学校会議の重要な議題の一つであった（拙稿「19世紀末プロイセンにおける実科系中等学校の再編—不完全形態の中等学校と1890年学校会議」聖徳学園女子短期大学紀要第25集 1995年）。
- 28) Gispen(1989), p.178.
- 29) Gispen(1989), p.180-181. なおリューダーは1873年に入省、75年に担当参事官となり1900年に退官するまで工科大学を除く技術教育制度を統括した。彼は「1878年覚書」の第Ⅲ章、1881年、1883年、1891年の覚書、そしてSimonと協力して1896年の覚書を起草している (Jost(1993), S.XXX.). また、リューダーは1890年学校会議で「中級技術者のための機械製造学校」に「入学できるのは一年志願兵資格を取得した生徒である」ことを強調している (Deutsche Schulkonferenzen, Bd. 1 [1891] S. 714.)。
- 30) Gispen(1989), p.183.

寺澤幸恭

- 31) Ministerial-Blatt der Handels-und Gewerbe-Verwaltung, Hg. v. Königlichen Ministerium für Handel und Gewerbe, Jahrgnag 1.[1901] S.308
- 32) Gispen(1898), S.187.
- 33) Gispen(1898), S.191
- 34) Ministerial-Blatt der Handels-und Gewerbe-Verwaltung, Hg. v. Königlichen Ministerium für Handel und Gewerbe, Jahrgnag 7.[1907] S.381.
- 35) König,W. ;Die Ingenieure und der VDI als Großverein in der wilhelminischen Gesellschaft 1900 bis 1918, in : Ludwig, K. H./König, W.(1981), S.247.
- 36) Deutschen Ausschus für technisches Schulwesen(Hg.); Abhandlungen und Berichte über technisches Schulwesen, Bd. 1. 1910.(DATSCH Abhandlungen 1909) S. 1. この項の記述はこのDATSCHの議事録に掲載された「第1報告」(1909年4月2日)による。
- 37) DATSCHはドイツ技師協会から基金やスタッフも提供されており、「ドイツ技師協会の主導のもとに設立された」とみなしてよいと考えられる (König,(1981), S.244.)。
- 38) DATSCH Abhandlungen 1909, S.1-4.
- 39) DATSCH Abhandlungen 1909, S.93-94.
- 40) Ministerial-Blatt, Jahrgnag 10.[1910] S.418.
- 41) Ministerial-Blatt, Jahrgnag 10.[1910] S.190. なお実施は同年10月1日とされた。
- 42) 中間学校と一年志願兵資格については拙稿「プロイセン中間学校と三分岐複線型学校制度の完成」聖徳学園女子短期大学紀要 第16集 1990年参照。
- 43) その後の中級機械製造学校：1931年に建築学校などとともに「中級技術教育機関」とよばれることになり、ナチス期には「建築一機械制度のための専門学校」(1936年)、「技師学校」(1938年)とめまぐるしく校種名の変更が加えられ、第二次大戦後のドイツ連邦共和国において技師学校は技師アカデミー(1964年)に、さらに1968年の「専門単科大学制度領域の統一化のための諸州協定」によって専門単科大学へと昇格する。この「諸州協定」と同じ日に締結された「専門上級学校の大綱協定」で専門単科大学入学の準備学校として専門上級学校が設置された。